# 感染再拡大防止に向けた対策(令和3年3月18日)

# 1 感染再拡大防止に向けた要請等について

- (1) 区域 県内全域(但し、②の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)
- (2) 期間 3月8日から3月31日まで
- (3) 内容
  - ① 外出自粛等:感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設 (業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の 利用の自粛を要請
    - ・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請
    - ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、 家庭内においても「人にうつさない行動」を要請
  - ② 施設の使用制限〔継続〕: 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の飲食店等に対し、 5 時から 21 時までの営業時間短縮(酒類の提供は 11 時から 20 時 30 分まで)を 要請

※協力金 支給額:1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) また、県全域に業種別ガイドラインの遵守を要請

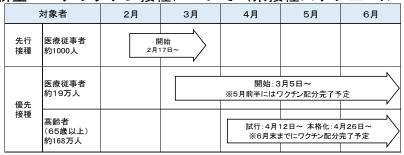
③ イベントの開催制限〔継続〕:

区 分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提 ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・ 式典、展示会 等	100% 以内	5,000 人以下 又は 収容定員の 50%
大声での歓声・声援等を想定 ・ロック、ポップコンサート、スポーツイヘント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイヘント等	50% 以内	以内(≦10,000 人) のいずれか大きい方

④ 出勤抑制 [継続]:「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請

# 2 医療検査体制等について

(1) 新型コロナワクチン接種について(県接種スケジュール(想定))



※左記以外の方は7月以降接種開始の見込み

(2) 回復者の「転院支援窓口」の継続設置について

2/3から設置している新型コロナウイルス感染症回復者の「転院支援窓口」を、令和3年度も、当面の間継続設置

- (3) 新型コロナウイルス感染症変異株について
  - ① 変異株陽性者への対応
    - ・退院基準:症状軽快後 24h 経過後、24h 以上間隔をあけ、2 回の PCR 検査等で陰性確認 (当面の間)
    - ・療養対応:無症状者等は、原則宿泊療養(医療機関の負担を考慮)
  - ②変異株の公表について
    - ・厚労省:個別公表は3/7廃止。今後は毎水曜に都道府県別累計として公表(事例は原則、県が公表)
    - ・県:事例公表はPCR 検査陽性者について、週報を翌週木曜に発表
- (4) 感染拡大の早期探知のためのモニタリング検査について
  - ①これまでの実績 商店街(神戸市中央区)で実施(3/5~3/11)。回収数 148、陽性 3(3/16 時点)
  - ②今後の予定 商業施設(神戸市中央区)、2事業所(神戸市兵庫区、明石市)で実施予定

### (5) 高齢者施設の従事者に対する検査の実施

感染者多発地域に所在する施設の従事者に対し、全額公費で任意検査を集中実施

- ① 対象施設 重症化リスクの高い医療・介護を必要とする高齢者が長期入所する施設
- ② 対象地域 芦屋・伊丹・宝塚・加古川・加東・福崎・龍野・洲本保健所の管轄区域
- ③ 対象者 該当施設のうち、検査を希望する施設の従事者(約11,000人)
- **④** 実施期間 3/9~3/31
- ⑤ 検査実績 75 施設の3,352 人に実施し、陽性2人(3/16 時点)

## 3 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容について

## (1) 企画県民部関係

県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」(臨時的に5カ所開設)の開設期限を令和3年3月19日から令和3年3月31日に延長

【開設場所】本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎

### (2) 産業労働部関係

緊急事態宣言期間中の事業の一時停止を踏まえ、一時停止期間に相当する期間として、 おみやげ購入券及びスキー場周辺宿泊割引の期間を3月末までに加えて、4月末まで 延長

① 温泉地おみやげ購入券

概 要 宿泊者におみやげ購入券進呈

(1万円以上の宿泊で2,000円、5千円以上の宿泊で1,000円)

実施期間 延長前: R2.10.31~R3.3.31 延長後: R2.10.31~R3.4.30

② スキー場周辺宿泊割引

概 要 但馬・播磨のスキー場周辺地域の宿泊割引 2,000 円/人・泊 実施期間 延長前: R2.12.1~R3.3.31 延長後: R2.12.1~R3.4.30

## (3) 教育委員会関係

県立学校において、卒業式同様、入学式の開催にあたっても、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底することを追記

### (4) 県土整備部関係

### ① 県立都市公園

県立都市公園における花見期間中の感染防止対策を次のとおりとする。

- 1 花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたって は、密にならないよう身体的距離を確保するなど感染防止策に注意を払う。
- 2 露店等については、業種別ガイドラインの順守など十分な感染防止対策を講じたもののみ認める。
- 3 例年、花見客が多く訪れる公園においては、グループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する対策を講じる。

### ② 公共交通事業者への支援

公共交通事業者への支援のうち、「①バスにおける感染症防止対策への支援」及び「③地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援」は令和3年3月10日(水)を実績報告期限としているため、[受付終了]を追記。